

## 既修得単位認定規程

### (総 則)

第1条 この規程は、学則第22条に基づき入学前の既修得単位の認定に必要な事項を定める。

### (対象者)

第2条 単位認定の申請ができる者は新入生とする。

### (認定できる科目の範囲)

第3条 大学若しくは高等専門学校又は医療系の資格に係る学校若しくは養成所において修得した単位については、本校の基礎分野および専門基礎分野の教育内容と同一とみなされる科目とする。

2 社会福祉士若しくは介護福祉士の資格に係る学校若しくは養成所において修得した単位については、本校の基礎分野の教育内容と同一とみなされる科目とする。

### (申請時期)

第4条 申請時期は毎年4月1日から4月30日迄とする。

### (申請方法)

第5条 申請を希望する者は、申請書に成績証明書と講義要項（シラバス）を添えて期日内に教務事務係へ提出すること。講義要項については、コピーを認める。提出書類に不備がある場合は認定されないので注意すること。

### (単位認定)

第6条 学校は提出された書類を基に単位認定審査会で審議を行い、本校の教育内容に相当するものと認められる場合は既修得単位としてその科目の認定通知書を発行する。

2 審査会の構成員は、学校長、副学校長、教務課長、教務係、当該科目の担当講師とする。

### (その他)

第7条 認定を受けた科目は、学籍簿には既修得科目として成績の記載はせず、単位認定のみの記載とする。

2 認定を受けた科目の聴講は認める。ただし、部分聴講は不可とする。

### 附 則

1 この規程は平成26年6月1日から施行する。

改正 平成28.4.1 令和4.4.1

学校長	副学校長	事務長	教務主任	教務副主任	事務

年 月 日

函館厚生院看護専門学校長 様

学籍番号  
学生名

## 既修得単位認定申請書

学則第22条の規定により、下記の科目について既修得単位として認定して頂きたい必要書類を添付し申請いたします。

### 1. 認定希望科目名および単位

申請授業科目名	単位数	時間数	既修得科目名	単位数	時間数

### 2. 単位を取得した学校等

学校等の名称	学部または課程名

### 3. 添付書類

- (1) 成績証明書
- (2) 教育の内容がわかる書類（シラバス等）